

第10回尼崎市まちかどチャージング賞実施要領（案）

令和3年3月30日

尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課

1 趣旨

昭和60年4月1日に尼崎市都市美形成条例（昭和59年尼崎市条例第41号）が施行され、市は、同条例の規定に基づき、同年11月に「尼崎市都市美形成基本計画」を策定し、以後積極的に都市美行政に取り組んできており、平成21年4月1日に本市は中核市に移行し、景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項に規定する景観行政団体となったことから、市は、同基本計画を見直し、より実効性のある計画及び制度とするため、平成23年11月30日に同法第8条第1項に規定する景観計画として「尼崎市都市美形成計画」（以下「都市美形成計画」という。）を策定した。

現在市は、都市美形成計画に基づき「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を目指し、都市美誘導の基本的な考え方として、①用途地域による景観類型別の誘導、②都市美誘導の重点化、③アイレベルからの景観の重視、④屋外広告物の規制誘導との連携、⑤協働による景観づくりの5点を掲げ、取組を進めている。

こうした中、市は、都市美に対する市民の意識の高揚並びに都市全体及び地域それぞれの魅力の向上を目的に、都市美の形成に著しく寄与すると認められる優れた建築物等及び活動について、昭和61年度からおおむね5年に一度、「まちかどチャージング賞」として55件を表彰してきた。

今回は第10回として、従来の「まちなみ景観部門」、「まちなみ建造物部門」、「まちかどスポット部門」及び「都市美形成活動部門」に加え、インターネットにおいて投票を行う「インターネット投票部門」を新たに設けて表彰を行い、市が取り組む「ファミリー世帯の定住・転入促進」を踏まえ、市外の者にも都市全体と地域それぞれの魅力を知ってもらうために、今回表彰対象の建築物等及び活動を、過去に表彰されたものも含めて市のホームページ、SNS等を活用して広く配信していく。

2 募集等

次のとおり募集及びその広報を行う。

表彰部門、募集対象、受賞対象者等	(1) 募集の対象は、市域内に立地する建築物、工作物、緑地又は広場等（以下「 <u>建築物等</u> 」という。）でおおむね次表の中欄に掲げる対象（都市美形成活動部門の対象を除く。）のいずれかに該当するもの及び市域内での活動で都市美の形成に寄与しているもの（以下単に「 <u>活動</u> 」という。）とする。		
	表彰の対象となる建築物等及び活動は、応募があったもののうち、同表の左欄に掲げる表彰部門の区分に応じそれぞれ市長が最も優れていると認めるもの（インターネット投票部門にあつては、インターネットによる投票で最多得票数を得たもの）とし、受賞対象者は、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。		
	表彰部門	募集対象	受賞対象者

	まちなみ景観部門	緑地、広場等を設け、一般に開放し、魅力ある景観を創り出している建築物等	所有者等 設計者
	まちなみ建造物部門	市内でおおむね10年以内に完成し、まちなみと調和している建築物又は工作物で、外観に工夫があり、魅力ある景観を創り出し、又は歴史的まちなみの維持保全に寄与しているもの	所有者等 設計者
	まちかどスポット部門	その敷地が、比較的小規模であり、角地である建築物等で、市民に身近なものとして親しまれ、やすらぎや楽しい雰囲気を醸し出しているもの等	所有者等 設計者
	インターネット投票部門	市民等が見栄え等の面で気に入った建築物等	所有者等
	都市美形成活動部門	自主的かつ継続的に行われている活動	当該活動を実施している法人その他の団体（以下単に「 <u>団体</u> 」という。）
	(2) 上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する建築物等又は活動は、募集及び表彰の対象としない。 ア 過去にまちかどチャームング賞を受賞したその受賞に係る建築物等又は活動 イ 国、地方公共団体又は独立行政法人が所有する建築物等又はこれらの者が行った活動		
応募方法等	(1) 応募要領に添付されている応募用紙に必要な事項を記入して開発指導課に提出する。提出方法は、開発指導課あての電子メール、ファクシミリ若しくは郵送又は開発指導課窓口への持参によるものとする。 (2) 応募要領は、各地域振興センター等の市の事業所及び施設並びに各種関係団体の窓口等に置くとともに、市のホームページにも応募要領を掲載し、応募用紙をダウンロードできるようにする。		
募集期間	令和3年6月17日から同年8月16日まで（予定）		
応募資格	応募者は、個人又は団体のいずれかを問わず、その居住地又は所在地は、市内外のいずれかを問わない。自薦又は他薦を問わず、誰でも何点でも応募することができるが、応募用紙1枚につき1件の応募とする。		
広報	市のホームページ、YouTube 及び各SNS並びに市報あまがさき等を活用し、		

	また、各地域課、一般社団法人あまがさき観光局等と連携して、幅広く募集を行う。なお、各種関係団体への周知にも努める。
--	---

3 表彰部門のうちインターネット投票部門以外のものの選考

(1) 選考については、応募があった建築物等及び活動の中から、令和3年8月ないし9月頃に尼崎市都市美アドバイザーチームにおいて1次選考を行い、同年11月頃に尼崎市都市計画審議会都市美分科会（以下「分科会」という。）に対し、インターネット投票部門以外の表彰部門の最終選考としての表彰対象の選定を諮問する。

(2) 上記(1)の諮問に当たり、市長は、分科会に対し、選定に係る行為として次に掲げる行為を要請する。

ア 選定に先立ち、分科会事務局の誘導の下、最終選考に残った建築物等の現地視察を行うこと。

イ 次の各表彰部門の選考基準に基づき、各部門ごとに最も優れていると認める建築物等及び活動を、合計4件（各部門1件ずつ）程度選定すること。なお、複数の表彰部門における一の建築物等の重複選定は行わないこと。

表彰部門	選 考 基 準
まちなみ景観部門	緑地、広場等を設け、一般に開放し、魅力ある景観をつくり出していること。
まちなみ建造物部門	デザインや外観に工夫があり、まちの景観を先導しており、又は歴史的なまちなみの維持保存に寄与していること。
まちかどスポット部門	・デザインや外観に工夫があり、市民に身近なものとして親しまれていること。 ・壁画、彫刻等を活用し、美しいまちの景観に寄与していること。 ・小規模ながら、まちかどにおいてやすらぎや楽しい雰囲気を与えていること。
都市美形成活動部門	・美しいまちの景観をつくり、まもり、そだてる活動を主体的に行っていること。

ウ 分科会は、各表彰部門のいずれかにおいて、応募に係る建築物等（都市美形成活動部門にあっては、その活動内容）がいずれも選考基準を満たしていないと認めるときは、選定せず、「該当なし」と判断すること。

エ その他市長が選考において必要と認める行為

4 インターネット投票部門

上記3(1)の尼崎市都市美アドバイザーチームによる1次選考を通過した建築物等の画像（所有者の同意を得たものに限る。）の全部を、市のホームページ内の特設の投票サイトに掲載し、見栄え等の点で市民等からの投票を募る。なお、投票者は、市民であるか否かを

問わない。

(1) 投票の方法

特設の投票サイトにおいて、最も気に入った建築物等について3つまでボタンを匿名で押してもらい、コメントがあれば記載してもらう。

(2) 投票期間

令和3年10月1日から45日間（予定）

(3) 表彰対象

最多票を得た建築物等1件とする。なお、「まちなみ景観部門」、「まちなみ建造物部門」又は「まちかどスポット部門」のいずれか一つとの重複表彰も可とする。

5 表彰対象の決定、表彰対象及び受賞者の発表、表彰等

市長は、分科会から選定結果の答申を得た後は、速やかに、表彰対象の建築物等及び活動を決定し、次のとおり、当該建築物等及び活動並びに受賞者の発表、表彰並びに広報及び啓発を行う。なお、表彰式については、昨今のコロナ禍の状況を踏まえて、講演会付きのものは控え、市長応接室内で行うにとどめる。

表彰対象 及び受賞 者の発表	令和3年12月中旬頃に表彰対象の決定の結果をその受賞者に書面により通知するほか、表彰対象及び受賞者を市報あまがさきに掲載する。
表彰	令和4年2月上旬頃（応募期間及び選考の進捗によって変動する場合があります。）に市長応接室において表彰を行う。 表彰対象の建築物等の所有者等及び設計者並びに表彰対象の活動の実施団体には、表彰状を授与する。
広報及び 啓発	表彰対象の建築物等及び活動の画像等を、市のホームページ、YouTube、各SNS、市報あまがさき等を活用し、又は市の施設において順次パネル展示を行い、広く周知する。

以 上